

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和5年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務
②事務の概要	<p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付金の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・子育て世帯生活支援特別給付金の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・子育て世帯生活支援特別給付金の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 <p>なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)(以下「番号連携サーバ」という。)とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会や提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
(1)児童手当特定個人情報ファイル(2)宛名・口座特定個人情報ファイル(3)個人住民税特定個人情報ファイル	
<h2>3. 個人番号の利用</h2>	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第一 100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第73条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
<h2>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</h2>	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第7号別表第二121の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1491

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号別表第二121の項	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号別表第二121の項	事後	
令和4年2月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年2月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年9月26日	I -5-①	生活支援室	子ども未来課	事前	担当部署の変更
令和4年9月26日	I -5-②	生活支援室長	子ども未来課長	事前	担当部署の変更
令和4年9月26日	I -8	保健福祉部 福祉総務課生活支援室 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1169	子ども未来局 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1491	事前	担当部署の変更
令和4年9月26日	II -1	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	しきい値の判断時点の変更
令和4年9月26日	II -2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	しきい値の判断時点の変更
令和5年8月22日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年8月22日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年8月22日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども未来局 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1491	子ども未来部 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1491	事後	